

## 法学部早期卒業制度規則

2016年3月10日 教授会決定

2017年4月20日 教授会決定

2019年12月5日 教授会決定

2021年12月2日 教授会決定

東京大学法学部規則（以下、「法学部規則」という。）第8条の2第3項、第4項、第10条の2第2項に基づき、法学部規則第10条の2第1項に基づく卒業に関して、次のように定める。

（早期卒業の条件となる高等教育機関）

第1条 次の各号に掲げる高等教育機関において学修を続けることを計画する成績優秀な学生で、法学部（以下、「学部」又は「本学部」という。）に在学する者は、次条以下の定めるところにより、法学部規則第10条の2第1項各号に定める時期に卒業することができる。

- (1) 学士号を付与する高等教育機関
- (2) 修士号、専門職学位、博士号又はそれに準じる地位を付与する高等教育機関
- (3) その他、学部が特に認める高等教育機関

（早期卒業予定者の認定）

第2条 早期卒業を希望する学生は、学部の定める期間内に、早期卒業予定者の認定を申請しなくてはならない。

2 学部は、前項に定める申請を行った学生が次に掲げる要件を満たし、次項に定める計画書を提出する場合に、当該学生を、本学部への進学時又は3 Sセメスター若しくは3 Aセメスター終了時に早期卒業予定者として認定する。

なお、法学部規則第10条の2第1項第(1)号にあっては、本学部への進学時又は3 Sセメスター終了時に、法学部規則第10条の2第1項第(2)号にあっては、本学部への進学時又は3 Sセメスター若しくは3 Aセメスター終了時に申請しなくてはならない。

(1) 教養学部に入学者の翌年度に行われる進学選択において法学部へ進学を内定し、翌々年度に本学部へ進学したこと。ただし、長期の留学、病気休学など本学部の特に認める理由により、教養学部に入学者の翌年度に行われる進学選択に参加しなかった学生については、この限りではない。

(2) 法学部の開講する授業科目（以下、「法学部専門科目」という。）に関する成績が次の要件を満たしていること。

(イ) 法学部専門科目のうち教養学部前期課程在学中に26単位以上取得していること。

(ロ) 優上若しくはA+、優若しくはAの評点を受けた法学部専門科目に係る単位数の履修届出単位数に対する割合が50%以上であること又は法学部専門科目に係るGPAが3.3以上であること。

(3) 教養学部前期課程において開講される授業科目に関する成績が次の要件を満たしていること。

(イ) 法学部進学のための要件を満たす単位を取得していること。

(ロ) GPAが3.2以上であること。

3 第1項の申請を行う学生は、申請を行う際に、法学部規則第10条の2第1項各号の定めるいずれの時期に卒業することを希望するかに係る申告及び卒業後にどのような高等教育機関で何を学ぼうとするかに関する計画を記した計画書を提出しなくてはならない。

4 第1項の申請を行った学生が、第2項及び第3項の要件を満たしているか否かの判断は法学部学務委員会（以下、「学務委員会」という。）において行う。

5 第3項に定める計画書の様式は、学務委員会において定める。

第3条 早期卒業予定者は、法学部履修届出上限規則第2条にかかわらず、各セメスターにつき30単位まで履修の届出を行うことができる。

（早期卒業予定の撤回）

第4条 法学部規則第10条の2第1項に定める卒業を行うことを希望しない早期卒業予定者は、学部の定め

る期間内に、学部の定めるところにより、届出を行わなければならない。

- 2 前項の届出を行った学生は、当該届出を行ったセメスターから法学部履修届出上限規則第2条に定める単位数を超える履修の届出を行わず、また法学部規則第10条に基づく卒業しか行えない。

(早期卒業予定時期の変更)

第5条 第2条第3項において申告した卒業の時期を変更して、法学部規則第10条の2に定める卒業を行うことを希望する早期卒業予定者は、学部の定める期間内に、学部の定めるところにより、届出を行わなければならない。

- 2 前項の届出を行った学生については、届出に基づく変更後の時期に第7条に定める卒業判定を行う。

(届出の効力等)

第6条 第4条及び第5条の届出については、記載事項に不備がないこと等届出の形式上の要件を満たした届出を早期卒業予定者本人が行っているかを法学部学部チーム（以下、「学部チーム」という。）において確認し、形式上の要件が満たされた届出がなされた時点で効果を発する。学部チームは、その結果を学務委員会に報告する。

- 2 前項の届出については撤回を認めない。

(早期卒業判定)

第7条 早期卒業予定者は、第2条第3項により申告した時期又は第5条第1項による届出において変更した時期において、次に掲げる要件を満たす場合に、法学部規則第10条の2に基づき、卒業できる。

- (1) 法学部規則第10条第(1)号ないし第(3)号に定める科目を履修し、合格していること。
  - (2) 優上若しくはA+、優若しくはAの評点を受けた法学部専門科目に係る単位数の履修届出単位数に対する割合が50%以上であること又は法学部専門科目に係るGPAが3.3以上であること。
  - (3) 早期卒業予定者の入学する、第1条各号に掲げた高等教育機関の受入承認があること。
  - (4) 法学部規則第10条の2第(2)号に定める時期に卒業する早期卒業予定者については、在学期間が1年を経過してから卒業までの期間において、法学部規則第5条に定める履修すべき授業科目から6単元以上取得していること。
- 2 早期卒業予定者は、第1項による卒業判定時まで、第1項(3)にいう高等教育機関に対する入学届又は、当該高等教育機関から入学を認められたことを示す書類の写しを提出しなくてはならない。また、入学する高等教育機関で行う学修内容が第2条第3項により提出した計画書と異なる場合には、その理由も付記しなくてはならない。
  - 3 早期卒業予定者が第1項第(3)号の要件を満たしているか否かについては予め学務委員会で審査し、教授会に報告する。

(早期卒業を行えなかった早期卒業予定者の取得単位に係る取扱い)

第8条 第7条の要件を満たさず法学部規則第10条の2に基づく卒業を行えなかった早期卒業予定者の取得した単位については、法学部履修届出上限規則第5条にかかわらず、これを認定する。

(早期卒業のための高等教育機関該当性に係る事前照会)

第9条 早期卒業予定者は、随時、早期卒業後に進学を希望する具体的な教育機関について、当該機関が第1条にいう高等教育機関に該当するか否か照会を行うことができる。ただし、次に掲げる教育機関については、そこに掲げる理由により照会を認めない。

- (1) 第1条にいう高等教育機関に該当すると認める機関  
当該教育機関における課程を修了することにより、学士・修士・専門職学位・博士を取得することとなる教育機関
  - (2) 第1条にいう高等教育機関に該当しないと認める機関  
学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）にいう短期大学、高等専門学校及び専修学校、ならびに裁判所法（昭和22年4月16日法律第59号）第14条にいう司法研修所
- 2 前項による照会を求める早期卒業予定者は、進学希望先の教育機関と当該教育機関において修学を希望

する課程に関する資料を付して、当該教育機関が第1条にいう高等教育機関に該当するか否かの認定を随時求めることができる。

3 前項の認定は、学務委員会において行う。学務委員会は、認定に必要な資料の追加提出を求めることができる。

(GPAの算出方法)

第10条 本規則にいうGPAは、次に掲げる方法によって算出する。また、小数第2位を切り捨てて算出する。

【GPAの算出方法】 $GPA = \{ (優上又はA+評価の単位数 \times 4.3) + (優又はA評価の単位数 \times 4) + (良又はB評価の単位数 \times 3) + (可又はC評価の単位数 \times 2) + (不可又はD評価の単位数 \times 0) \} \div$ 履修届出科目の総単位数

(合否判定で行われる演習の取扱い)

第11条 合格又は不合格により判定される科目については、優上・優の評点を受けた科目に係る単位数の履修届出単位数に対する割合の算定又はGPAの算定に際して、算入しない。

(他の学部での科目の取扱い)

第12条 第2条第2項第(2)号(イ)及び第7条第1項第(1)号における取得単位数の算定にあたり、他の学部へ属する授業科目を履修し取得した単位は、法学部規則第10条第2項の定める10単位を上限として算入する。

2 第2条第2項第2号(ロ)及び第7条第1項(2)において、優上又はA+、優又はAの評点を受けた科目に係る単位数の履修届出単位数に対する割合を算定し又はGPAを算定する際、他の学部へ属する授業科目に係る単位及びその評点もすべて算入する。

(追試験)

第13条 法学部規則第10条の2に基づく卒業をしようとする場合、追試験を受験できる科目は、追試験実施規則第5条第(2)号の科目に限る。

附則

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附則

この規則は、2017年4月20日から施行する。

附則

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附則

この規則は、2022年4月1日から施行する。